

新潟県病院局管理規程第17号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月20日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(料金) 別表（第2条関係） 1～39（略） 40 <u>オンライン診療システム利用料</u> <u>1件につき 580円</u> 備考（略）	(料金) 別表（第2条関係） 1～39（略） （新設） 備考（略）

附 則

- 1 この規程は、令和5年10月23日から施行する。